

# いきいき



## 農業生産法人紹介

ストックのハウスで撮影  
(撮影時のみマスクを外しています)

農園から家庭に笑顔を届けたいと、2020年1月に創立した株式会社芳賀孝博さんを紹介します。代表取締役の芳賀孝博さんは、8年前にUターンし親もとで就農していました。高齡化による耕作の依頼が増えたことに加えて、妻のあゆみさんが日商簿記2級資格を持つことから、事業会計と家庭会計を分けて経営状況を明瞭にするため、親から農業経営を引き継ぐ際に法人化しました。

花きの定植や草取り、さくらんぼの出荷箱作りなど近隣の支援事業所に作業委託し、農福連携による雇用創出にも取り組んでいます。

企業イメージを高めるために、孝博さんがJ-GAP指導員資格を取得し、安全・安心・法令順守に積極的に取り組み、労働安全に配慮するとともに業務災害任意保険に加入しすべての従業員が安心して働ける環境を整えています。

法人化をきっかけに農業に取り組んだあゆみさんは、農業の楽しさを子どもたちに伝え「農業」を小学生の憧れの職業にするため、絵本による「読み聞かせ」活動にも参加し農業の魅力や楽しさを積極的に伝えていきます。

会社の今後の目標として、水稻の栽培面積の拡大、特に若い人に人気のある「雪若丸」の栽培拡大と玄米の輸出にチャレンジしたい。また、花き部門を安定的に成長させるため転作田を利用したユーカー・けいとら・紅花の栽培面積の拡大。さらに、両親がこれまで培った農業を基礎としながら新しい事業を取り入れていきたいと孝博さんは語っていました。

地域社会貢献を通じて、農業の活性化をはかり、農業に取り組む若者が増えて事業継承のモデルとなるよう奮闘しています。

「令和3年の経営規模…水稻10ha・さくらんぼ38a・もも10a・花き10a・枝豆(共同)」

農地の違反転用に

# 原状回復命令

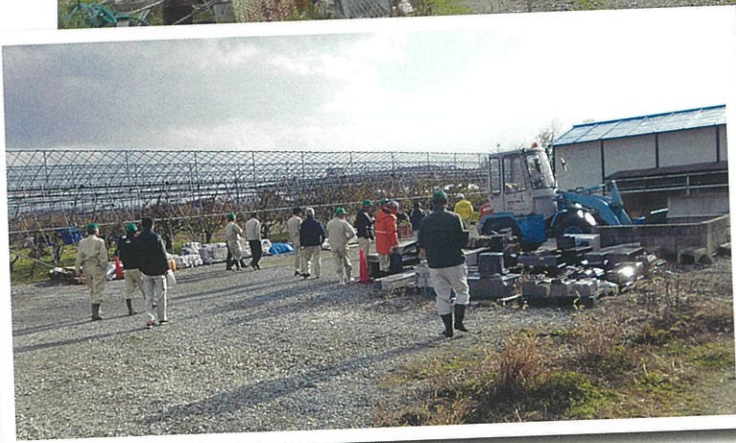
農地法第51条

## 罰則の適用があります!

農地法第67条



許可なく農地を  
物置小屋や  
資材置き場として  
使用している例



### 農地を「転用」するときは、農地法の「許可」が必要です

#### ●農地転用とは

農地を農地以外のものにすることを言います。工事期間中の仮設用地のように**一時的に用途を農地以外のものにし、事業完了後に農地に復元する場合も含まれます。**

一般的には、農地の区画形質に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。  
農地に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保安用敷地にするなど、**農地の耕作の目的に供さない状態にする場合も農地転用に当たります。**農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。(本市では県からの許可となります。)  
**自己所有の農地でも、**転用の際は許可が必要になりますのでご注意ください。

農業委員会では、どのようにして違反転用を解消すべきか、毎年現地調査・検討会を開催しています。  
場所や使用目的によっては転用できない場合や、農地法以外の規制を受ける場合がありますので、あらかじめ農業委員会に相談してください。

■令和4年1月1日から

1 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

■令和4年4月1日から

2 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります (昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

農業者老齢年金(通常加入された方)については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。

特例付加年金(政策支援加入された方)については、特例付加年金の受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。

■令和4年5月1日から

3 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。

(任意加入者とは保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。)

※各要件・詳細については農業者年金基金のホームページ(<https://www.nounen.go.jp/nounen/>)をご覧ください。か、農業委員会事務局へお問い合わせください。



収入保険をご紹介します!

収入保険は、全ての農産物を対象に自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

● 収入保険について

収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方でも早期に加入できます。

補償の範囲は、自然災害などによる収量減少に加え、市場価格の低下や輸出時の為替変動など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんします。また、収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

● 補てんの仕組み

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った場合に下回った額の9割(支払率)を補てんします。(図1・図2参照)

また、「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てではない積立方式」の組合せができます。

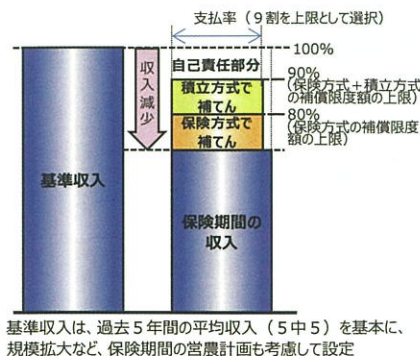
● 保険料などについて

保険料と事務費には50%、積立金には75%の国庫補助があります。国庫補助後の保険料(掛金)率は1.23%で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。(保険金の受

【図2】 補てん金額 (基準収入が1,000万円の場合)

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

【図1】 補てんの仕組み



取りがなければ、翌年の保険料率は下がります。また、積立金は、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。お問い合わせ先/山形県農業共済組合 電話 023-6654700

# いきいきレディー インタビュー



送られた人が喜ぶようなバラを作りたいです。

中村 久美さん (50歳)

今回は、丸ノ内にお住いの中村久美さんにお話を伺いました。  
久美さんは、ご主人とお母さんの3人で農業をしており、常時3人の従業員がいます。  
500坪のハウス3棟でバラ26品種を作っています。  
結婚を機に農業を始め、最初は手伝い程度でしたが、子育てが落ち着き本格的に取り組みようになって12年が経ったそうです。  
手をかけないときれない花にならないので、病



気やカビ、虫の対策に特に気をつけていて、誰が見てもきれいな、喜ばれるようなものを作りたいとのこと。  
中村さんのハウスでは、冬も暖房を入れ、通年でバラを作っています。燃料高騰の影響などもあり大変ですが、いいものをお客さんに届けたという気持ちで頑張っているそうです。日持ちが良く花がきれいなど、いい評価ももらった時が嬉しいし、やりがいになるとのことです。また、JAのバラ部会の中に女性部があり、その仲間との情報交換などの交流がとて楽しいそうです。これからは、光や温度の調整など、もっとハウスの管理ができるように勉強したいとのこと。そして、寒河江のバラの知名度を上げていきたいと話していました。



最後に、若い農家や新規就農者へ向けて、「バラに限らず、始めたばかりの時は厳しいと感じることが多いと思いますが、楽しいことを見つけて頑張ってください」とメッセージをいただきました。  
(氏家理香 委員)

## 女性農業者のつどい

令和3年12月6日(月)に第10回の女性農業者のつどいが行われました。

去年は新型コロナウイルス感染症防止のため、講演会の形で開催されましたが、今回はバス移動での視察となりました。1年ぶりの視察研修に、参加してくれた人はみんな笑顔いっぱいでした。

最初の訪問先は酒田市の「食彩工房いちご畑」です。庄内砂丘の特性を生かして栽培した季節の果物や野菜などを取り扱っているため、特にイチゴを楽しむに向かったのですが、寒さの影響から2、3日前から入荷が無くなっており残念な思いをしました。それでも、参加者は楽しく買い物をしていました。

次は「株式会社はなはな」です。社名の通り花きの生産、販売をしている会社で最近では野菜、果樹、米なども栽培しているそうです。カラーやアルストロメリアの栽培の様子を見学した後、次々と質問が出て、皆さん時間を忘れるほど興味があったようです。  
村山地方と違い、土壌がすべて砂丘地帯となっているので、養分



管理の難しいですが、美しさや長持ちする花きを丹精こめて栽培しているのがよく伝わってきました。

昼食は、田んぼに浮かぶように建つ鶴岡市の「スイデテラス」で食べました。周囲の山並みを見渡してみると、月山はいつも見ている形と違って、不思議な感じがしました。

今回の研修では、農業に関する見識が広がり、参加者全員が有意義な一日となりました。参加していただいた皆さん、お疲れ様でした。  
(新宮しのぶ 委員)



● 撮影時のみマスクを外しています ● 4

## 編集後記

先日、県内の新規就農者数が前年度より4人増加したと県から発表がありました。この中で、農家出身でない人や法人への就農が増加した一方、農家出身で他の職を経た「Uターン」や新規学卒で家族経営に参画した自営就農者は減少傾向だそうです。これからは、「新規参入」だけでなく、多様な担い手に対し関係機関の支援体制の充実と農業の魅力発信が必要だと感じました。  
(後藤孝好 委員)